

公募要件について

1 件名

令和8年度（2026年度）熊本市幼児精密（1歳6か月児、3歳児）健康診査業務

2 事業者の資格要件

次の(1)～(9)に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1)心身の発達異常、疾病等の疑いがある幼児に精密検査を行うため、身体面、精神発達面などの診療科、特に小児科や眼科を有し、総合的な診断ができる医療機関。
- (2)応募申請書を提出すること。
- (3)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (4)会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申し立てがなされた場合は、更生手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (5)熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (6)熊本市から「熊本市物品購入契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱」（平成21年告示第199号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7)消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (8)小児科専門医もしくはそれに準じる医師が健診を行うこと。
- (9)熊本市に事業実施医療機関の住所を有すること。